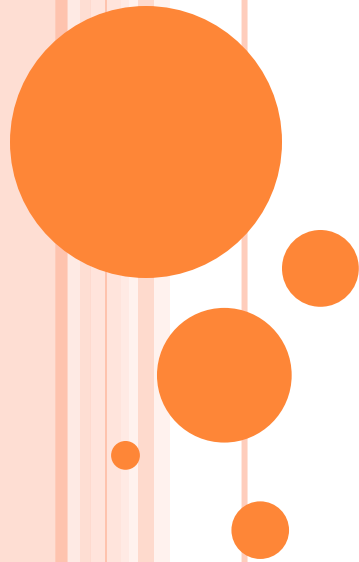


第2次横浜市大都市自治研究会 第2回会議資料

平成26年 1月27日



説明項目

- 1 特別自治市の実現に向けた今後の取組
- 2 国における大都市制度の検討状況
- 3 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】
- 4 特別自治市創設に向けた「区」のあり方の論点整理

特別自治市の実現には、地方自治法などの法改正が必要なため、国等への提案・要望の実施や、市民・県・市内市町村・経済団体等との意見交換の実施、二重行政の解消を図るため、子育て支援など分野ごとの県との協議などを進めていく必要がある

目指すゴールは「特別自治市」の実現

国等への
提案・要望

市民等との
意見交換

大都市制度フォーラムの開催
出前説明会の開催
広報冊子等の発行

県との協議

子育て支援
※認定こども園記者発表資料
(詳細は、参考資料1を参照)
教育 など

課題への
対応を検討

第30次地方制度調査会答申
で示された課題

第30次地方制度調査会答申(※)で示された課題

- ・ 住民代表機能を持つ区の必要性
- ・ 警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念
- ・ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等

※大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(平成25年6月)

平成23年
8月

第30次地方制度調査会発足

平成25年
6月

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をとりまとめ

公表

答申のポイント

指定都市制度

- 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成する事務（31事務）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務）（重複除くと計35事務）は移譲を基本
- 道府県等が移譲に懸念を示した事務も移譲できないか更に検討
- 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置
- 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税による税源移譲や税交付金等も含めて財政措置のあり方を検討
- 区の役割の拡充、区長に人事・予算等の独自権限
- 区長は市長が議会同意を得て選任する任期4年の特別職とすることを選択可能にすべき
- 市議会内に一又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教育委員会事務局の設置を可能にすべき

特別市（仮称）※ ※特別自治市と同義

- 二重行政の完全な解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題は更に検討が必要
- 都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市に近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

平成25年
12月

「地方分権改革推進本部が、都道府県から指定都市への「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」をとりまとめ

閣議決定

構成

本部長
副本部長
本部長
本部長安倍内閣総理大臣
菅義偉内閣官房長官
新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
他の全ての国務大臣

地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に設置

平成26年
3月以降

関連法案が通常国会に提出される見込み

3 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

平成25年12月20日閣議決定

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項】
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項】
例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定
 - 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等
- ※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

※内閣府ホームページより転記

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権 限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権 限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

国から地方公共団体

1. 移譲する事務・権限（48事項）

(1) 総務省

〔放送法〕
○小規模共聴施設放送の業務開始届出等

(2) 厚生労働省

〔児童福祉法〕
〔あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律〕
〔食品衛生法〕
〔理容師法〕
〔保健師助産師看護師法〕
〔歯科衛生士法〕
〔身体障害者福祉法〕
〔社会福祉法〕
〔診療放射線技師法〕
〔歯科技工士法〕
〔美容師法〕
〔臨床検査技師等に関する法律〕
〔調理師法〕
〔知的障害者福祉法〕
〔理学療法士及び作業療法士法〕
〔製菓衛生師法〕
〔柔道整復師法〕
〔視能訓練士法〕
〔社会福祉士・介護福祉士法〕
〔臨床工学士法〕
〔義肢装具士法〕
〔食鳥処理法〕
〔救急救命士法〕

〔精神保健福祉士法〕
〔言語聴覚士法〕
○養成施設の指定・監督等
〔児童福祉法〕(再掲)
〔戦傷病者特別援護法〕
〔母子保健法〕
〔原爆被爆者援護法〕
○指定医療機関等の指定・監督
〔消費生活協同組合法〕
○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督

(医療法)

○医療法人(一部)の設立認可・監督
〔中小企業等協同組合法〕
○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督
〔社会福祉法〕(再掲)
○社会福祉法人(一部)の定款認可・監督
〔生活衛生関係営業適正化・振興法〕

○生活衛生同業組合振興計画の認定
〔中小企業団体系法〕
○協業組合等(一部)の設立認可・監督
〔介護保険法〕
○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等

〔戦死者等の妻に対する特別給付金支給法〕
〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法〕
〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法〕
〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法〕
○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書発行

〔精神保健福祉法〕
○精神保健指定医証の交付等

(3) 農林水産省

〔農産物検査法〕
○登録検査機関(一部)の登録・監督

(4) 経済産業省

〔商工会議所法〕
○商工会議所の定款変更の認可(一部)
〔中小企業団体系法〕(再掲)
〔中小企業新事業活動促進法〕
○特定新規中小企業者の確認
〔中小企業経営承継円滑化法〕
○支援措置に係る認定

(5) 国土交通省

〔中小企業等協同組合法〕(再掲)
〔道路運送法〕
○自家用有償旅客運送の登録・監査等【別紙参照】
○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等
〔中小企業団体系法〕(再掲)
〔自動車運転代行業適正化法〕
○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督
〔直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等〕
○国と地方公共団体の協議が整ったものについて移譲関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整
○併せて、地方管理道路河川の直轄編入を含め必要な見直し【別紙参照】

(6) 環境省

〔土壌汚染対策法〕
○指定調査機関(一部)の指定・監督

(4) 経済産業省

〔下請代金支払遅延等防止法〕
〔中小ものづくり高度化法〕
〔地域商店街活性化法〕
〔産業競争力強化法〕
○国と地方公共団体の連携等

(5) 国土交通省

〔土地改良法〕(再掲)
〔地域公共交通活性化法等〕
○持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備

(6) 環境省

〔石綿健康被害救済法〕
○指定を希望する地方公共団体を積極的に指定
〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕
○使用者への技術適合命令等

2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限（18事項）

(1) 法務省

〔人権啓発活動地方委託事業〕
○移譲方策の検討

(2) 厚生労働省

〔職業安定法等〕
○ハローワークの求人情報の提供等【別紙参照】
〔食品衛生法〕(再掲)
○総合衛生管理製造過程の承認等
〔栄養士法〕
○養成施設の配置状況を踏まえ検討
〔医療法〕(再掲)
○国開設病院等の開設承認・監督

〔食鳥処理法〕(再掲)
○指定検査機関の指定・監督
〔雇用保険法〕
○一体的実施施設において、利用者から十分なニーズが見込める場合に積極的に取り組む

(感染症法)

○特定感染症指定医療機関への費用負担適正化に係る報告請求等を都道府県が主体的に実施
〔個別労働紛争解決促進法〕
○労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進
〔健康増進法〕
○誇大表示の禁止に係る勧告・命令

(3) 農林水産省

〔土地改良法〕
○移譲の発意があった場合、施設管理者を含め三者協議を実施
〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕
○農地転用の許可等【別紙参照】
〔食の安全、食育の推進等に関する法律〕
〔園芸農産物、畜産物等の生産等に関する法律〕
○政策目標の達成等に向け、地方の意見も踏まえて対応

都道府県から指定都市

1. 移譲する事務・権限（29事項）

(1) 文部科学省

〔学校教育法〕
○市町村立高等学校等の設置認可
〔市町村立学校職員給与負担法〕
〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕
〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律〕
○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
〔文化財保護法〕
○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等
〔博物館法〕
○博物館の登録

(2) 厚生労働省

〔児童福祉法〕
〔障害者総合支援法〕
○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等
〔医療法〕
○病院の開設許可
〔毒物及び劇物取締法〕
○特定毒物研究者の許可
〔社会福祉法〕(一部)の定款認可及び監督
〔亮春防止法〕
○婦人相談所を指定都市も設置可能に
〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律〕
○特別児童扶養手当の受給資格の認定
〔職業能力開発促進法〕
○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に
〔介護保険法〕
○介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等、介護サービス情報の公表

(5) 国土交通省

〔公害防止法〕
○特定毒物研究者の許可
〔社会福祉法〕(一部)の定款認可及び監督
〔亮春防止法〕
○婦人相談所を指定都市も設置可能に
〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律〕
○特別児童扶養手当の受給資格の認定
〔職業能力開発促進法〕
○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に
〔介護保険法〕
○介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等、介護サービス情報の公表
〔感染症法〕
○結核に係る定期的健康診断の実施の指示

(3) 農林水産省

〔農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法〕
○農林物資製造業者等への立入検査等
〔農地法〕
○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

(4) 経済産業省

〔火薬類取締法〕
○火薬類の製造・販売・消費等の許可
〔採石法〕
○岩石採取計画の認可
〔高圧ガス保安法〕
○高圧ガスの製造・貯蔵等の許可
〔商工会議所法〕
○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等
〔工業用水法〕
○工業用水の採取許可
〔砂利採取法〕
○砂利採取計画の認可
〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律〕
○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画・連携計画の認定

2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限（4事項）

(1) 内閣府

〔災害対策基本法〕
○指定都市等の都道府県防災会議委員への位置付けに関して通知

(2) 外務省

〔旅券法〕
○事務処理特例制度の活用の周知・情報提供等

(3) 文部科学省

〔認定こども園法〕
○幼保連携型以外の認定こども園の認定に關し事務処理特例制度を活用可能にする等

(4) 厚生労働省

〔認定こども園法〕(再掲)
〔農林水産省〕
〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕
○農地転用の許可等【別紙参照】

4 特別自治市創設に向けた「区」のあり方の論点整理

第30次地方制度調査会答申(※1)で示された課題

・住民代表機能を持つ区の必要性

現行の大都市等に係る制度の見直し

○ 指定都市制度(特に人口が非常に多い指定都市)

「都市内分権」による住民自治の強化

- 区の役割の拡充、区長に人事・予算等の独自権限
- 区長は市長が議会同意を得て選任する任期4年の特別職とすることを選択可能にすべき
- 市議会内に一又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教育委員会事務局の設置を可能にすべき

- ・ 警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念
- ・ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等

※1・・・大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(平成25年6月)

平成25年
7月

庁内プロジェクト(※2)を設置し、特別自治市における区のあり方を議論

※2・・・副市長をリーダーに関連する区局長で構成する庁内プロジェクト

本市がこれまで取り組んできた区役所の機能強化や区局連携、市民との協働の取組などを踏まえ、
特別自治市創設に向けた「区」のあり方の論点を整理

※詳細は、参考資料2を参照

区の基本的な役割・区の事務権限について

- ① 行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。
- ② 市民に最も身近な地域における総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、区の役割を拡充する必要がある。
- ③ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をすることが必要である。
- ④ 市民対応の窓口・相談機能の拡充や、協働を進めることができる体制の拡充を検討する必要がある。
- ⑤ 特別自治市創設に向けた「区」のあり方として検討すべき論点であっても、現行制度の下でも実現可能である施策は積極的に取り組むことが必要である。

区長の権限・位置付けについて

- ① 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化や位置付けの変更を検討する必要がある。
- ② 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職・再任も可能にするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

住民自治の強化について

- ① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充
 - 現在、各区で取り組んでいる「地域のプラットフォーム」の充実に取り組む中で、地域の実情にあわせて拡充を検討する必要がある。
 - 「地域のプラットフォーム」を支える「地域と向き合う区の体制」については、区は「地域協働の総合支援拠点」であることを明確にして整備する必要がある。
- ② 地域で活動する区民の視点で区政に参加する場
(区政における住民参画機会の仕組み)
 - 区政における住民参画機会の仕組みは、特別自治市創設時に条例を制定するなど、市として全区統一的な位置付け・役割・機能等を明確にする制度設計が必要である。
 - 自治会・町内会など地域で活動する区民の視点を生かせることを基本に、例えば、委員構成等は各区の実情を踏まえた制度設計を検討する必要がある。
 - 現行制度の下でも、本市の標準的な仕組みを明らかにした上で、区・地域の実情に応じた住民参画機会の仕組みを構築することについて、検討する必要がある。

③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み

- 横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを検討する必要がある。
- 市議員が区の議員機能を兼務する形態が、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる効果的な手法と考えられる。
- 選挙区が行政区単位となっている区選出の公選市議員が区政にかかわる仕組みは、諸外国の一層制の大都市の事例（トロント、ニューヨークなど）を参考にした制度設計が考えられる。

※③は、横浜特別自治市大綱に記載されている項目や、横浜市会大都市行財政制度特別委員会等においても議論されている項目を整理して記載

横浜市と神奈川県が総合的な子育て支援の実現のため 「認定こども園」に関する事務移譲に向けて合意！

横浜市と神奈川県は、市民生活に身近な分野の事務を県から市へ移譲することで、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を実現するため、これまで協議を重ねてきました。

このたび、県市協議の結果、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度スタート時に、子ども・子育て関連 3 法によって市に移譲される幼保連携型認定こども園の認可事務に加えて、その他の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）の認定事務についても、県から市への移譲を目指すことで合意しました。

横浜市は、今後も、市民サービスの向上に向け、子育て支援やまちづくりなどの分野における事務移譲について、県と引き続き協議を行っていきます。

＜事務移譲によって得られる効果＞

- 子ども・子育て支援施策を総合的に企画立案することが可能に
- 認定こども園の類型によって異なる移行支援の相談窓口を一本化することで、幼稚園事業者の利便性が向上

＜林市長コメント＞

今回の合意は、認定こども園の相談窓口を一本化するもので、横浜市における総合的な子育て支援の実現に向けた大きな一歩です。

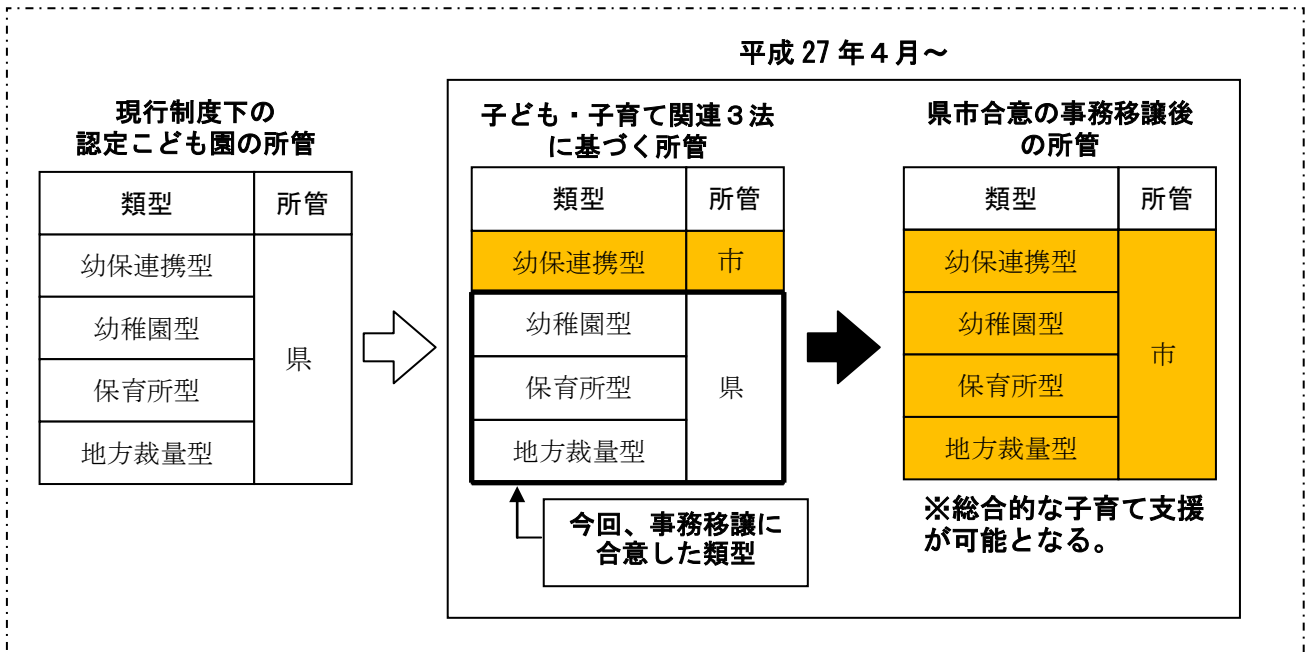
この事務移譲の効果を最大限に生かし、保育と幼児教育の質をより一層高めることにより、学齢期までの切れ目のない子育て支援をさらに充実させていきます。そして、待機児童ゼロの継続を含め、横浜を日本一女性が働きやすく、活躍できる都市にしていきます。

新たな大都市制度「特別自治市」実現までの間、市民生活に直結する子育て支援やまちづくりなどの分野を中心に、神奈川県と事務移譲に向けた協議を重ね、市民の皆様が実感できる成果に結びつけていきます。

※「認定こども園」とは

子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する施設であり、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域のニーズに応えるため、平成 18 年 10 月から制度がスタートしました。平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度スタート時に、「幼保連携型認定こども園」の認可権限について指定都市に移譲されることが決定しています。

■「認定こども園」に関する事務移譲後の所管について



お問合せ先		
政策局担当部長（大都市制度推進課長）	橘田 誠	Tel 045-671-4323
こども青少年局保育所整備課長	小泉 宏	Tel 045-671-2376

**特別自治市創設に向けた「区」のあり方
《論点整理》**

平成 25 年 11 月
特別自治市創設に向けた「区」のあり方
関連区局長プロジェクト

目次

1	趣旨	1 頁
2	区役所機能強化の取組	6 頁
3	市民参加・市民協働による取組	8 頁
4	論点整理	11 頁
	（1）区の基本的な役割・区の事務権限	11 頁
	（2）区長の権限・位置付け	15 頁
	（3）住民自治の強化	15 頁
	（ア）必要性	15 頁
	（イ）具体的な住民自治の強化における新たな仕組み	16 頁
	① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充	16 頁
	② 地域で活動する区民の視点で区政に参加する場	16 頁
	③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み	16 頁
5	最終とりまとめに向けて	19 頁

1 趣旨

平成 25 年 3 月、横浜市にふさわしい新たな大都市制度である特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に制度創設の要請、提案を行うと共に、市民、県、県内市町村、経済団体等との意見交換に資するため、市会との議論を経て「横浜特別自治市大綱」を策定した。

「横浜特別自治市大綱」において特別自治市制度の骨子は、①現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理すること ②市域内地方税の全てを賦課徴収すること ③神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化すること ④市一区の 2 層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化することである。

一方、平成 23 年 8 月に設置された第 30 次地方制度調査会では、初めて大都市制度をテーマに本格的な議論が行われ、平成 25 年 6 月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（以下、「地制調答申」という。）が、とりまとめられた。地制調答申では、特別自治市創設の意義が明確に示されたが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である、と指摘している。

本市は、横浜特別自治市大綱で示した考えを前提に、地制調答申も踏まえ、特別自治市における区のあり方について検討するため、平成 25 年 7 月、副市長をリーダーに、関連する区局長で構成する「特別自治市創設に向けた「区」のあり方関連区局長プロジェクト」（以下、「関連区局長プロジェクト」という。）を設置した。今回、関連区局長プロジェクトでの議論を踏まえ、今後検討すべき論点を整理した。

【参考1】 検討体制（関連区局長プロジェクト第1回～第4回）

リーダー 鈴木 隆 副市長
メンバー 港南区長
金沢区長
都筑区長
戸塚区長
政策局長（事務局長）
政策調整担当理事
総務局長
財政局長
市民局長

【参考2】 関連区局長プロジェクトの開催実績

回	日	検討内容
第1回	7月8日	検討の趣旨、行政区の現状、特別自治市に移譲される事務権限 区局の役割分担の考え方、検討に向けた主な論点
第2回	7月26日	区の機能強化と集約化・区局の事務分担、 検討すべき論点のイメージ（案）
第3回	9月6日	論点整理に向けた考え方（案）、区が管理・運営する施設、 区局の役割分担の考え方、区長への事務委任
第4回	9月27日	論点整理（案）、教育部門関連

【参考3】横浜特別自治市大綱（抜粋）

第3 横浜市が目指す特別自治市制度

1 横浜特別自治市制度の骨子

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）とする。

特別自治市制度においては、横浜市域における県の事務と指定都市として現在横浜市が担っている事務とを統合し、特別自治市が担う行政分野がさらに広範になることから、区においても、災害に強いコミュニティづくり、地域経済の活性化、環境問題などの様々な課題について、できるだけ区役所で対応・解決できるようにその役割を拡充していく必要がある。

イ 区における住民自治の強化

大都市内部の自治構造は、各国の地方自治制度、都市の成り立ちなどによって様々であり、住民自治を制度的に強化するための仕組みとして、公選の区長を設置することは必須ではない。

横浜市においては、昭和14年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い。その強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要であると考える。

したがって、横浜特別自治市制度では、横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。

また、これとは別に、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

【参考4】地制調答申（抜粋）

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(1) 指定都市制度の現状

③住民意思の的確な反映

指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。

少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要である。

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。

また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。

また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。

さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。

区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

第3 新たな大都市制度

2 特別市（仮称）

（1）特別市（仮称）を検討する意義

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

（2）特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

（3）当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

2 区役所機能強化の取組

横浜市は、高度経済成長期に人口が急増したため、学校や下水道などの社会資本整備を積極的に進めるとともに、全国の政令指定都市に先駆け、区民に最も身近な区役所の機能強化に取り組み、行政サービス向上に資する取組を継続して進めてきた。

例えば、平成6年、「地域総合行政機関としての区役所の実現」を図るべく、区へ保健所を編入したほか、「個性ある区づくり推進費」を創設するとともに、区選出市会議員の協議の場として、「区づくり推進横浜市会議員会議」も設けられた。平成16年には市立保育所を区へ移管、平成17年には土木事務所を区へ編入するなど、区役所は市民サービスに直結する部門を強化してきた。このほかにも、市長から区長への事務委任も積極的に進めており、本市では96事務が区長委任されている。これは、指定都市20市の中でも際立って多く、2番目に多い福岡市の58事務と比べても、倍近い数値となっている。(第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料による)

さらに、大都市のスケールメリットを生かしながら区局の役割分担や連携などにより、「ヨコハマはG30」や「待機児童ゼロ」などの施策を達成してきた。一方で、業務の効率化に効果のある業務については、区から局への事務の集約化を図るなど、効率的な行政運営を進め、平成23年度現在、人口1,000人あたりの職員数は5.51人と、指定都市の中で最少である。

【参考5】区の機能強化の主な変遷

昭和44年	一度で用の足りる区役所 ・ 区長室の設置 ・ 市民課の再編・強化 ・ 総合庁舎の計画的建設
昭和52年	総合機関としての区役所の実現 ・ 区要望反映システムの導入 ・ 福祉事務所と建築事務所の編入 ・ 区政部・福祉部の2部制に
平成6年	地域総合行政機関としての区役所の実現 ・ 「個性ある区づくり推進費」創設 ・ 「区づくり推進横浜市会議員会議」設置 ・ 保健所(部相当)の編入
平成14年	福祉・保健の連携強化 ・ 福祉保健センターの設置
平成16年	新時代の区の機能強化 I ・ 経営機能の強化(区長公募、副区長の設置、組織の自律編成) ・ 地域行政機能の拡大 (市立保育所の移管、まちの計画・支援・相談窓口の設置、道路局「土木事務所」・緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化)

平成 17 年	新時代の区の機能強化Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> ・ 区予算制度の改革 ・ 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管 (土木事務所の編入) ・ 戸籍課証明発行窓口 ・ 税証明のワンストップ化の全区展開 ・ 行政サービスコーナーの機能拡充
平成 21 年	地域の多彩な活動を支える区役所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の設置
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童の解消に向けた対応
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の意向をより市政に反映させるため、区長会議など 区役所会議の機能を強化 ・ 地域運営補助金の創設

【参考 6】区役所事務の効率化・集約化の例

平成 11 年度	・ 区役所建築課を統合し建築事務所を 4 方面に設置
平成 17 年度	・ 個人市・県民税の特別徴収に係る賦課事務の集約化
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税事務の集約化 ・ 市コールセンターの活用による区代表電話の代行・集約化
平成 19 年度	・ 横浜市保健所を一本化
平成 20 年度	・ 戸籍（原本・附表）電算化に伴うシステム入力の委託化
平成 21 年度	・ 法人市民税・固定資産税（償却資産）・市たばこ税・入湯税事務の 集約化
平成 23 年度	・ 国民健康保険料の高額滞納世帯に対する滞納整理事務の集約化
平成 24 年度	・ 保育所入所事務の一部集約化
平成 25 年度	・ 納税事務の一部集約化

3 市民参加・市民協働による取組

本市は70年以上にわたって現在の市域が保たれ、横浜に愛着・誇りを感じる市民の割合も高く、都市の一体性を保って発展してきた。自治会・町内会の加入率も約8割と、大都市の中でも高い水準にあり、また、NPO法人認証数については1,385団体（平成25年9月30日現在）であり、東京23区、大阪市に次いで全国第3位と、高い水準にある。こうした背景の中、自治会・町内会をはじめ、多岐に渡る分野において市民団体やNPO法人等の様々な団体や人々による活動や、行政との協働が、地域・団体等の実情にあわせて取り組まれている。

本市では、我が国の高度経済成長や人口急増とともに、都市問題が多様化・複雑化していた昭和40年代後半、市民相互での話し合いや合意形成などによって市民が市政に参加する目的で「区民会議」が設けられた。その後、市民活動や市のコミュニティ施策等、市民との協働の取組にあわせ、例えば、平成11年には「横浜市における市民活動との協働に関する基本指針（横浜コード）」が提案され、市民の活動支援の基本的な考え方として現在も受け継がれている。平成12年には、「横浜市市民活動推進条例」が制定され、行政が市民活動と協働する際の考え方を定着させる契機となった。これらの取組を受け、各区局において、子育て、福祉、街の美化（「ヨコハマはG30」など）、防犯・防災など、協働施策が数多く実施されてきた。平成18年に策定された「横浜市中期計画」では「市民主体の地域運営」の仕組みづくりが明確に位置づけられ、平成22年に策定した「横浜市中期4か年計画」では「参加と協働による地域自治の支援」が基本政策として掲げられ、これまで実践してきたところである。平成23年には、市民が主体的に行う地域活動を促進、支援するための条例として「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」が制定された。さらに平成24年には、平成12年に制定された「横浜市市民活動推進条例」を全部改正した「横浜市市民協働条例」を制定し、平成25年4月から施行された。

横浜特別自治市大綱では、特別自治市の区において住民自治を強化するとしており、そのためにも、区役所は、地域との協働を基本に多様化・複雑化する地域の課題解決を図ることができるよう、「地域協働の総合支援拠点」としての機能強化が極めて重要である。また、現在、各区においては地域の実情に応じて、「地域のプラットフォーム」の充実と「地域と向き合う区の体制」の整備（【参考8】）に取り組んでいる。

【参考7】市民参加・市民協働に関する経過（関連項目も含む）

昭和 49 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「区民会議」スタート（市政への参加の場・広聴の場） ※現在は 5 区が活動
平成 8 年度 ～ 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ推進モデル事業実施 （18 区 25 事業、市民局・企画局・都市計画局が横断的に支援）
平成 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市市民活動推進検討委員会から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提案（平成 11 年 3 月） （対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開の 6 原則）
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民活動推進条例」制定（平成 12 年 3 月） ・市民活動支援センター設置
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働推進の基本指針」確定・発表 （⇒・「新しい公共」の担い手として連携・協力していくための指針 ・NPO 等と行政との協働の基本的なルールが明確に） ・協働事業提案制度モデル事業実施（～平成 19 年度） ・「横浜市地域まちづくり推進条例」制定（平成 17 年 2 月）
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市中期計画のリーディングプランのひとつに「身近な地域・元気づくりの推進」が示され、「市民主体の地域運営」の仕組みづくりが位置付けられる
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」制定（平成 23 年 3 月）
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民協働条例」制定（平成 24 年 6 月） （⇒「横浜市市民活動推進条例」を全部改正し制定） ・「協働推進の基本指針改訂版」確定・発表
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民協働条例」施行（平成 25 年 4 月）

【参考8】（取組例）市民主体の地域運営に向けた「地域のプラットフォーム」

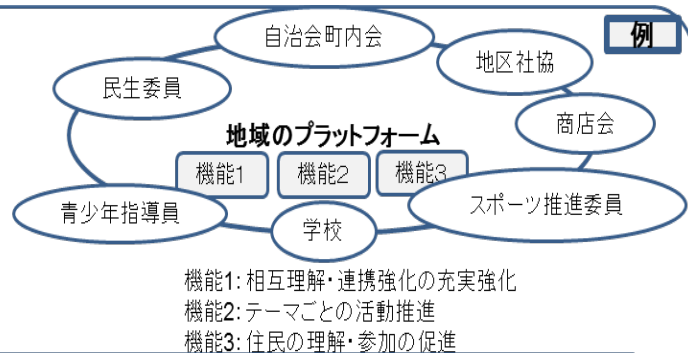
少子高齢化が進み社会情勢が変化する中で、地域では自治会・町内会を始めとする様々な団体が防災、防犯、見守り等、身近な地域の課題解決に向けて、自主的・継続的に取り組みを進めている。

このような市民主体の地域運営を実践するために、その基盤である「地域のプラットフォーム」の充実に向けて、平成25年度から全区で「地区担当」や「地域支援チーム」などの「地域と向き合う体制」を整備し、さらなる地域支援に向けた取り組みを進めている。「地域と向き合う体制」により、地域からは行政との間に顔の見える関係づくりが進んでいるとの評価が得られるとともに、区としても、「協働による地域づくり」の推進につながるという効果が得られている。

今後も、地域の実情を踏まえ、地域の活動団体等が集い、課題解決に向けた話し合いや地域に必要な取り組みを協力して実施していくことにより「協働による地域づくり」が進むよう、地域のプラットフォームの充実に取り組んでいく方向にある。

【地域のプラットフォームとは】

地域のプラットフォームとは、一定エリア（地区連合エリア等）において、身近な地域の課題解決に向けて、地域で活動する様々な団体が連携し、主体的、継続的に協議・実践する機能を持つ基盤です。



- 地域自治の仕組みを検討していく中で、まずは、「地域と向きあう区の体制を整備」すると共に「地域のプラットフォームの機能の拡充」に、各区それぞれの実情に応じて取り組むことになりました。
- 「地域のプラットフォーム」は、「市民主体の地域運営」を実践するための基盤です。自治会町内会の活動や地域の生活課題の解決に向けた地域福祉保健計画の策定・推進で築いてきた場を活用し、さらに多様な団体の連携による情報の共有化、総合的な実践等が行われることが望まれます。

4 論点整理

(1) 区の基本的な役割・区の事務権限

① 行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

- 東京の特別区のように基礎自治体機能を備えたフルセット型の区役所を目指すのではなく、都市の一体性を保ちながら、区と市（局）の適切な事務分担や区局連携が可能な「行政区」の強みを生かす制度設計をすることが必要である。
- 横浜市における行政区の強みとは、地域に根差した市民活動のほか、防災・減災対策など市民による自助・共助の取組、ごみの分別・減量に関する施策「ヨコハマはG30」など市民と行政（区局）による協働の取組、「待機児童対策」にみられるように市（局）と区が役割分担し連携したきめ細かな取組などが可能になることである。
- 特別自治市創設に向け、これらの行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う必要がある。

② 市民に最も身近な地域における総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、区の役割を拡充する必要がある。

- 特別自治市は、県と市のすべての事務を処理するため、局から区への事務権限の移譲や予算の拡充が必要となる。それにあわせ、住民自治を制度的に強化する仕組みを構築する必要がある。
- 本市は、370万人の人口を抱える大都市であるが、行政が市民から遠くなることのないよう、市民に身近な区役所の役割を拡充する必要がある。
- 横浜市はこれまでも、参加と協働による地域自治の支援を基本政策の一つとしてきたが、この考え方は、特別自治市となっても変わらない。
- 区役所は地域協働の総合支援拠点であることを、あらためて明確に位置付け、市民との協働・地域支援による取組は、区の重要な機能のひとつであることを明文化する必要がある。その上で、地域協働の総合支援拠点としての区役所の機能を充実させる必要がある。
- 区役所の基本機能である市民サービスの提供窓口、相談・広聴機能を中心に、市民に身近な総合行政機関として充実させる必要がある。
- 区が市民の相談・窓口機能や協働の拠点機能を果たすため、区の自由度を拡大することも必要である。
- 今後訪れる顕著な高齢化などの課題に対応するためにも、自助・共助、地域の自立的な取組・協働を支え推進する区の体制の整備が必要である。
- 特別自治市は、市と県の二重行政を完全に解消するメリットがある。このメリットを生かし、行政サービスを提供する水準を市民の目線で検討する必要がある。

- 区庁舎総合案内窓口など窓口業務のあり方や、行政サービスコーナー、身近な地域施設における窓口・相談機能のあり方などについても検討することが必要である。
- これまで横浜市は、区民に身近な市民利用施設を可能な限り区へ移管してきた。今後も、区民に身近な施設は区が担うことを基本に、地区センターや地域ケアプラザ、学校施設などを地域の防災や福祉など市民との協働の拠点として活用する可能性について、さらに検討することが必要である。
- 区役所が地域協働の総合支援拠点としての役割を果たすため、学校施設の活用の可能性なども含め、教育関連事務を区で担う可能性についても一層議論を深める必要がある。

【参考9】地制調答申で示された教育関連部門に関する課題（「地制調答申」抜粋）

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

なお、現在、区には区の事務所の長（区長）、区の選挙管理委員会、区会計管理者を置くこととされているが、これに加え、現行の教育委員会制度を前提とする場合には、小中学校の設置管理等をできる限り区で処理できるようにする観点から、条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることとすべきである。区の教育委員会等は、小中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち条例で定めるものを処理することとすべきである。

この点に関連し、教育再生実行会議の提言を受けて、現在中央教育審議会において教育委員会制度の見直しが議論されている。地方の教育行政に関する権限と責任の明確化の観点から、執行機関としての教育委員会の位置付けを変更し、教育長の権限を強化する場合には、指定都市においては、一又は複数の区を単位とした教育行政に係る補助機関を置くことを可能とすることとする必要がある。また、長が最終的な責任を負うことにより、住民の意思が地方の教育行政に的確に反映される措置が講じられる必要があるものと考えられる。いずれにしても、現行の教育委員会は、地方自治法で規定された執行機関であり、その改革に当たっては、地方自治制度自体のあり方の問題として地方六団体をはじめとする地方公共団体関係者の意向を十分踏まえて検討される必要がある。なお、当調査会は、平成17年に、地域住民の意向の反映は公選の長の方がより適切になしうるため教育委員会の設置を選択制とするよう答申しており、これを踏まえて議論が進められる必要がある。

③ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をすることが必要である。

○特別自治市における部門・組織編成は、これまでの区役所の機能強化や事務の効率化・集約化の取組等も踏まえ、移譲された事務権限や税財源を最大限に活用することができる効率的・効果的な部門・組織編成をすることが必要である。

○区が担う事務の分野・内容は、個別かつ具体的に検討する必要がある。

○市（局）が行うものや、市（局）へ集約する必要があるものでも、個別に市民と対応する窓口・相談機能は、区が担うことが必要である。

○大都市の発展や活力向上につながる施策は市が行うとしても、例えば、経済振興分野における各区の商店街振興や区内企業との連携窓口機能、協働等の取組は、区が担うことについて検討する必要がある。

○市政への要望が高い分野（防災・災害対策、病院・地域医療、高齢者福祉、防犯、街づくり・道路等の整備、ごみ・街の美化、子育て支援、教育など）は、市民対応の窓口・相談機能の拡充や、協働を進めることができる体制の拡充を検討する必要がある。

○区の組織は、市民サービスの水準を維持する前提で、市としての一体性を確保しつつ、区の特性に依じて、必要な組織を各区が柔軟に整備できるようにし、現在の区局の枠組みにとらわれない組織編成を検討する必要がある。

④ 特別自治市創設に向けた「区」のあり方として検討すべき論点であっても、現行制度の下でも実現可能である施策は積極的に取り組むことが必要である。

○今後、特別自治市創設に向けた「区」のあり方としてさらに検討すべき論点であっても、特別自治市創設を待たずに、現行制度の下でも実現可能である施策は、積極的に取り組むことが必要である。

○例えば、今後予定されている地制調答申に基づく県等からの事務・権限の移譲や、子ども・子育て関連3法の施行、社会保障・税番号制度等も踏まえ、多様化・複雑化する地域課題にも対応することができる区の機能や権限の強化を図ることは、特別自治市の実現に向けても必要である。

【参考10】区局の役割分担（イメージ例）

事務権限が広範となる特別自治市においては、局の事務であっても、それに係る窓口・相談・協働に関することは区局連携のもとに、区が中心となって担うことが必要である。一方、これまでは区の事務と考えられていたものであっても、集約化を図り、局が担う部分もあり得ると考えられる。また、これまで以上に、区局の連携を強化し、全市的な視点で行政運営を行うことが必要であると考えられる。

◆横浜特別自治市の区局の役割分担イメージ

区が担う事務事業範囲

◆地域・市民に身近なサービス、地域の特長を生かした事務事業、 区域・地域単位の事業

＜例＞ 保育所等の管理運営、身近な公園・緑地の維持・運営、福祉保健サービスの提供、商店街振興、地域活動 など

◆区域単位での事務発生頻度が高い事業、 市民の利便性や効率化の面から区が窓口となって実施することが妥当な事業

＜例＞ 生活保護、医療保険、児童手当事務、戸籍・登録、課税納税 など

◆区域単位での事務発生頻度が低いとしても、区に応じて必要性・柔軟性が求められる事業

＜例＞ 身近な公園・緑地の整備、身近なまちづくり、区内企業の連携窓口事務 など

◆地域の身近な課題への対応（協働による地域づくり）が求められる事業

区局連携

◆局が担う事務事業であっても、市民サービスの提供窓口、相談、協働に関する ことは区が担う

◆区局が連携することによって効果が見込める事務事業

＜例＞ 待機児童対策、放課後児童育成、健康づくり、高齢者支援策、地域のまちづくり、経済産業・文化観光振興など、各区の特性に応じた事業の区局連携 など

◆区民ニーズの把握と、それを市の施策に反映させる取組

市（局）が担う事務事業範囲

◆大規模、広域的、全市域を対象とする事業

＜例＞ 各事業の市の計画、企画、総括、幹線道路、大規模公園 など

◆区が担う事務事業範囲であっても、事務の集約化による効率化が見込まれる事業

(2) 区長の権限・位置付け

①区役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化や位置付けの変更を検討する必要がある。

○現行の指定都市制度においても、例えば、全庁的なバランスの中での職員配置における裁量の範囲や、地域ニーズ反映システムの拡充などによる予算の充実、局が管理する財産のうち区域に関する管理などについて、区の特異性・課題に応じて区長の権限を拡充することについて検討する必要がある。

○区における組織編成、予算、財産管理、政策、まちづくりなどにおける区長の権限を強化する必要があると考えられるが、どこまでの権限を付与するのか、さらに検討する必要がある。ただし、横浜市としての一体性などの視点から、あらゆる権限を強化するのではなく、その目的や内容など十分な精査が必要である。

②特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職・再任も可能にするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

○都道府県、市町村のすべての事務を処理する特別自治市への移行により、区の役割や予算が拡大し、区長権限の強化も想定される。これによって区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等の構築も必要となる。特別自治市における区長は、これらに対応するため、役割・権限に見合う位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

○このような特別自治市への移行により、区の役割が大きく見直される場合、区長はそれに伴った役割を果たすために、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の位置付けについて何らかの変更が必要である。

(3) 住民自治の強化

(ア) 必要性

特別自治市は、都道府県、市町村のすべての事務権限を担うこととなる。特別自治市における区は、区役所の権限強化に伴い、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充、地域で活動する区民の視点で区政に参加する場（区政における住民参画機会の仕組み）、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを一体的に整備するなど、住民自治の強化が必要である。

(イ) 具体的な住民自治の強化における新たな仕組み

① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

- 現在、各区で取り組んでいる「地域のプラットフォーム」の充実に取り組む中で、地域の自主性・継続性を持った市民主体の地域運営が進むよう、地域の実情にあわせて拡充を検討する必要がある。
- 「地域のプラットフォーム」を支える「地域と向き合う区の体制」については、区は「地域協働の総合支援拠点」であることを明確にして整備する必要がある。

② 地域で活動する区民の視点で区政に参加する場

(区政における住民参画機会の仕組み)

- 区政における住民参画機会の仕組みは、特別自治市創設時に条例を制定するなど、市として全区統一的な位置付け・役割・機能等を明確にする制度設計が必要である。
- 自治会・町内会など地域で活動する区民の視点を生かせることを基本に、例えば、委員構成等は各区の実情を踏まえた制度設計を検討する必要がある。
- 区政における住民参画機会（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）と地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充の仕組みにあわせ、協働による地域づくりのための区の体制整備も検討する必要がある。
- 現行制度の下でも、本市の標準的な仕組みを明らかにした上で、区・地域の実情に応じた住民参画機会の仕組みを構築することについて、検討する必要がある。

③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み

- 本市では、「個性ある区づくり推進費」等について協議するため、各区に区選出の市会議員をもって構成し、市会議長が招集する「区づくり推進横浜市会議員会議」が平成6年に設置されている。平成25年8月には、「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」が改正され、協議事項を「個性ある区づくり推進費」に加え、局から区への予算及び事業に係る区主要事業とし、市会における予算・決算の審議・審査の前に開催し、協議内容が生かされるようにすることとされた。さらに、会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開することとした。
- 横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必

要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを検討する必要がある。

- 市会議員が区の議員機能を兼務する形態が、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる効果的な手法と考えられる。
- 選挙区が行政区単位となっている区選出の公選市会議員が区政にかかわる仕組みは、諸外国の一層制の大都市の事例（トロント、ニューヨークなど）を参考にした制度設計が考えられる。

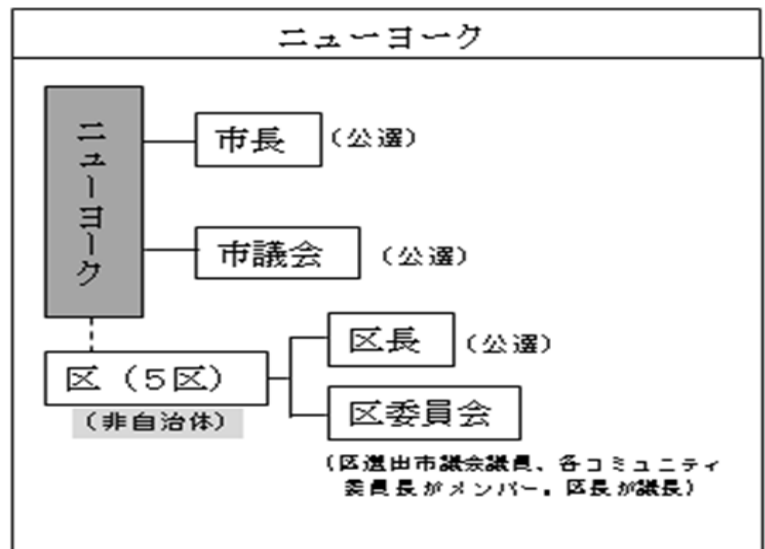
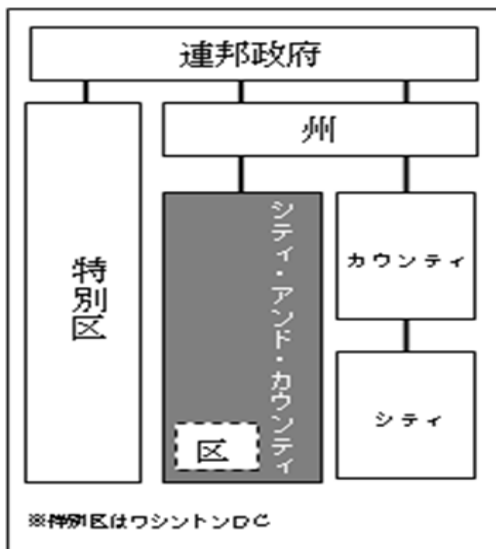
(※③については、横浜特別自治市大綱に記載されている項目や、横浜市会大都市行財政制度特別委員会等においても議論されている項目を整理して記載したものである)

【参考 11】 諸外国の大都市制度

アメリカの地方自治制度【ニューヨーク】

<ニューヨークの基礎情報(2010)>

○人口 約818万人(区:47~250万人) ○面積 約785km²(区:61~290km²) ○区的位置付け 非自治体(行政区)



区長

【選出方法】 公選(任期4年)

【役割】 市のサービス提供監視、公聴会開催、コミュニティ委員の任命等

※歴史的経緯によって公選しているが、現在、行政事務に係る実質的な権限はほとんどない。その一方で、1990年以降、市長・市議会の権限強化が行われている。

区委員会

○区議会に代わるものとして、議長を務める区長の他、区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバーとなり、「区委員会」を構成。コミュニティ委員会と市行政機関との連携を取る役割など。

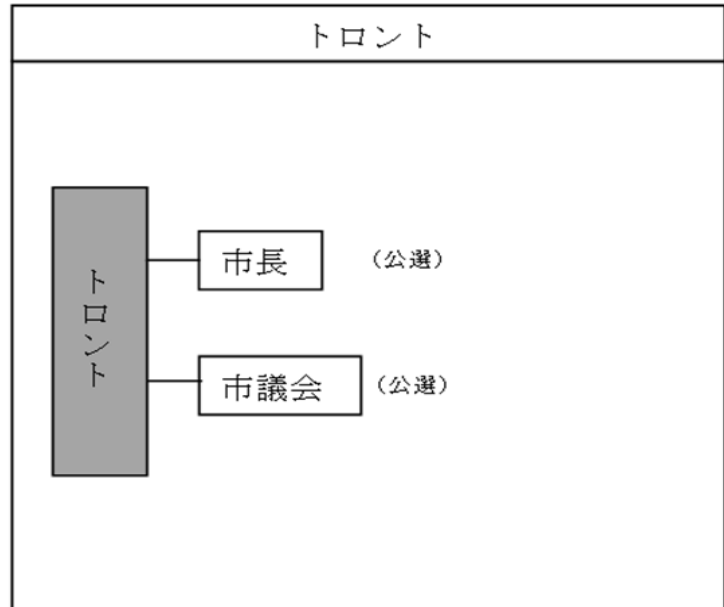
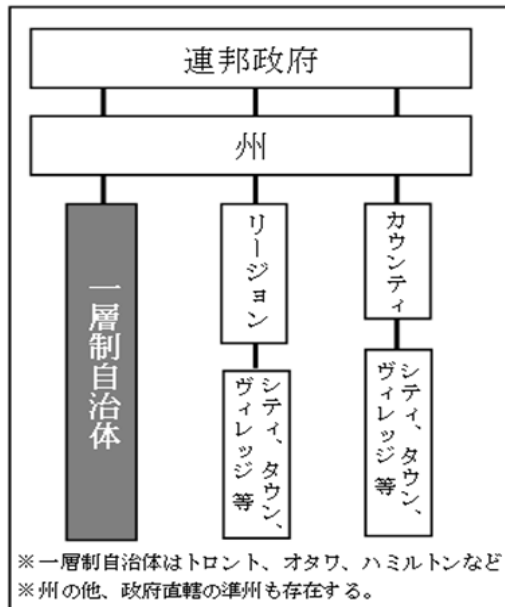
住民自治 住民参画

○「コミュニティ委員会」を市内に59委員会(平均12~15万人)設置
○各コミュニティ委員会は、有給の事務責任者「地区マネージャー」を採用

カナダの地方自治制度【トロント】

<トロントの基礎情報(2011)>

○人口 約262万人 ○面積 約630km²



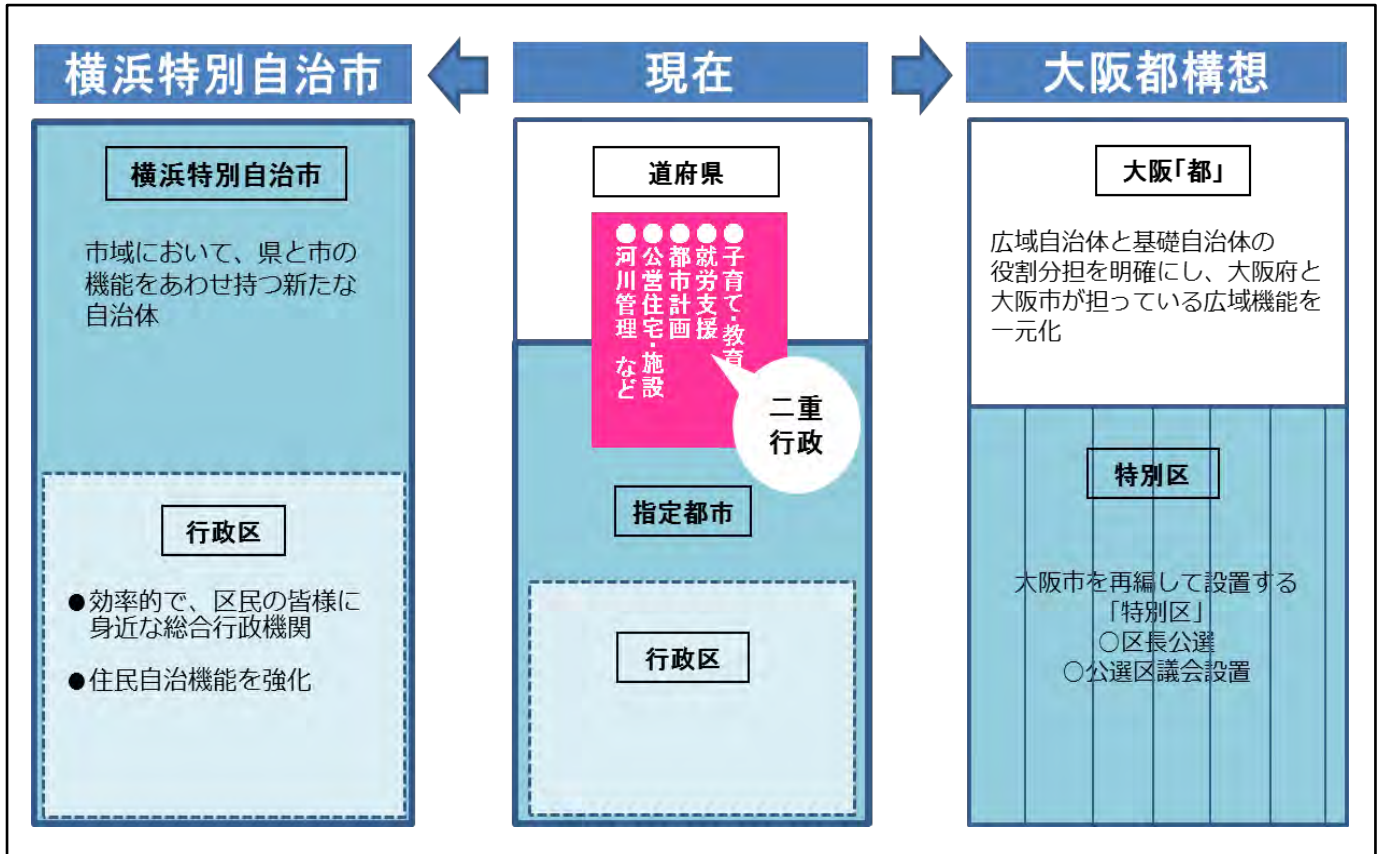
コミュニティ・カウンシル (コミュニティ議会)

○市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域ごと(人口60~64万人)に設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となっている。

コミュニティ・カウンシル が誕生した経緯

○合併前の6つの旧自治体のアイデンティティが薄らぐことや、住民と自治体が遠くなることを防ぐため、州政府は、旧自治体(6区)ごとにコミュニティ・カウンシルの設置を合併法案に盛り込み、法案を可決させ、コミュニティ・カウンシルが誕生した。
 (1998年トロント市が誕生)
 その後、旧自治体(6区)の人口格差(10万人~65万人)を是正するため、2003年に6区から4区に区割りを変更した。

【参考 12】 特別自治市と大阪都構想の比較



5 最終とりまとめに向けて

今後、この論点整理を基に、関連区局長プロジェクトにおいて、さらに検討・議論を行うとともに、あわせて市会における議論を踏まえ、最終とりまとめとして「特別自治市創設に向けた「区」のあり方に関する基本的考え方」を取りまとめていくこととする。

【別添参考資料】特別自治市創設に向けた「区の機能強化と住民自治の強化」に関する工程案

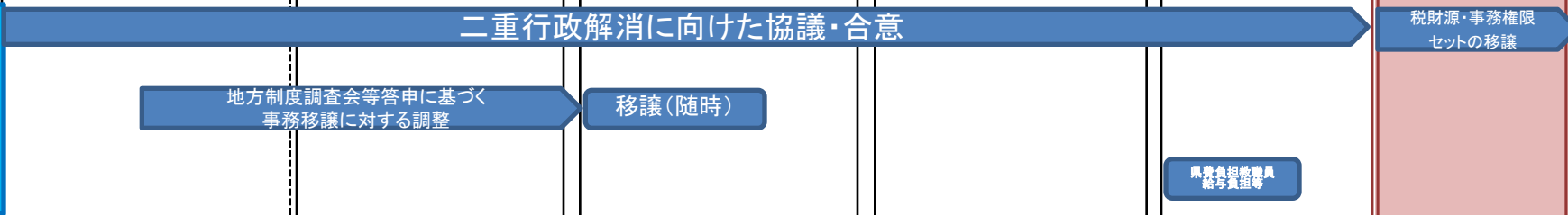
25年度 26年度 27年度 28年度 29年度～

横浜市次期中期計画（平成26年度～29年度）

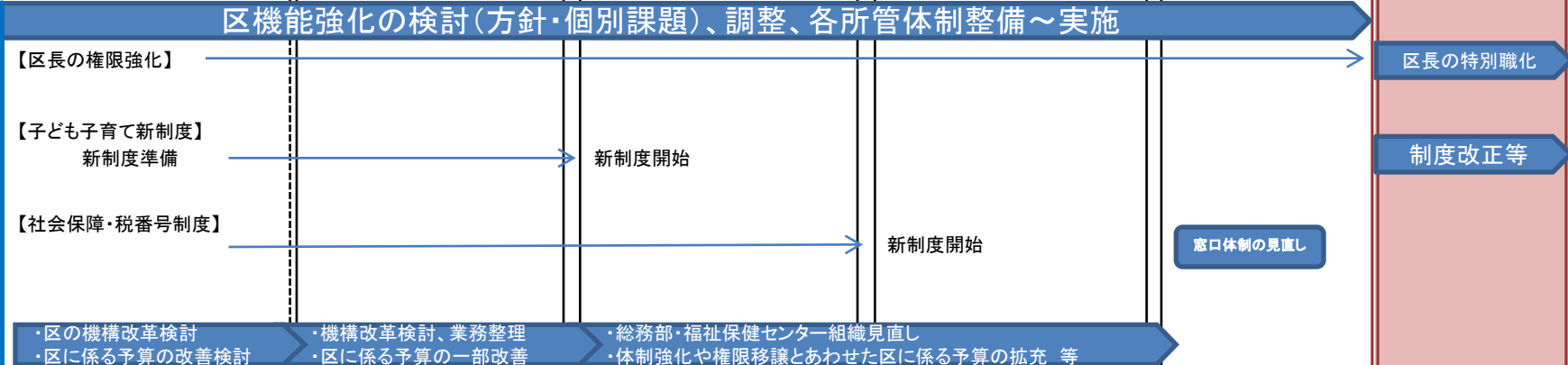
関連区局長プロジェクト
「区のあり方」検討・取りまとめ

※特別自治市制度創設による
地方自治法改正・条例等改正

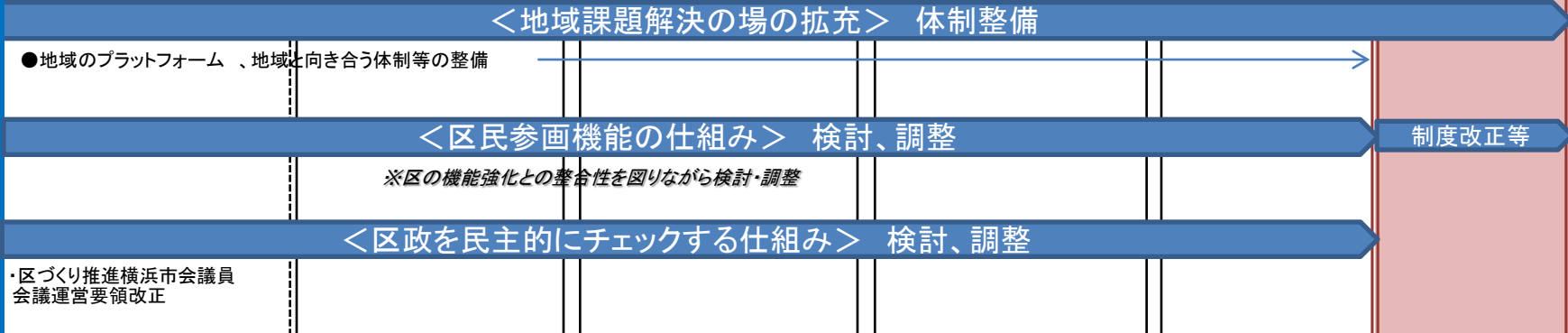
権限
移譲



区
の
機
能
強
化



住民
自
治
の
強
化



特別自治市制度における行政運営開始